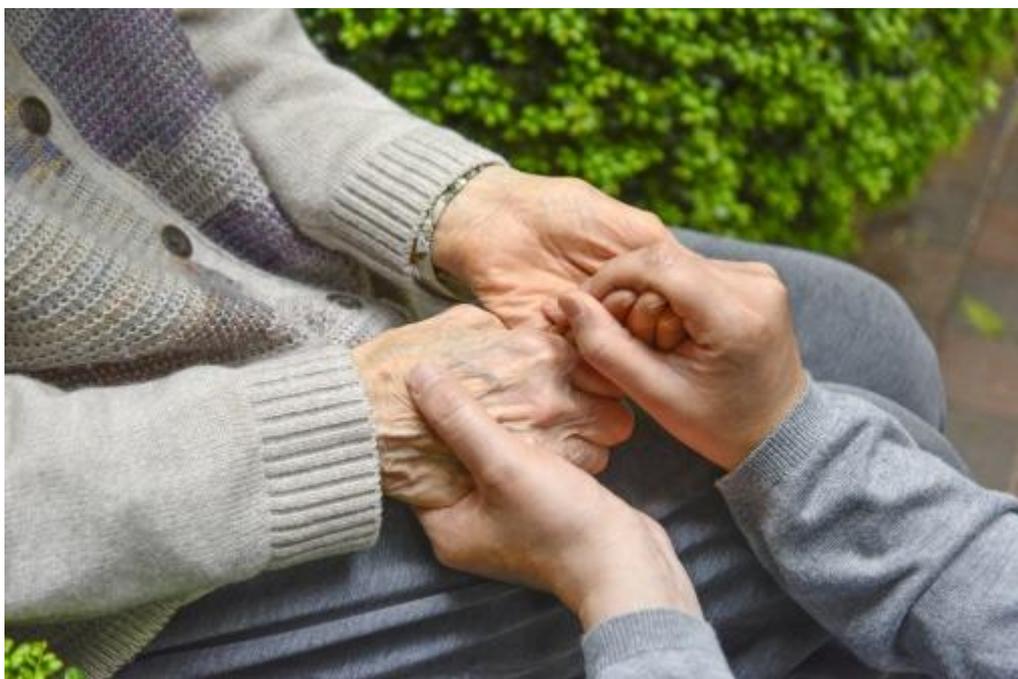


松江市高齢者虐待の防止と早期発見の手引き



令和4年4月

松江市

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・	1
2. 高齢者虐待とは		
(1) 高齢者虐待防止法による定義	・・・・・・・・・・	2
(2) セルフネグレクトについて	・・・・・・・・・・	2
3. 高齢者虐待に早く気づくために		
(1) 高齢者の様子	・・・・・・・・・・	3
(2) 養護者の様子	・・・・・・・・・・	3
(3) 家庭の様子	・・・・・・・・・・	3
(4) 松江市社会福祉協議会作成「ご近所見守りチェックシート」	・・・・	4
4. 養護者による高齢者虐待について		
(1) 松江市における養護者による高齢者虐待の状況	・・・・・・・・・・	5
(2) 養護者による高齢者虐待の内容と具体例	・・・・・・・・・・	6
(3) 通報・相談について	・・・・・・・・・・	7
(4) 養護者による高齢者虐待のパターン例	・・・・・・・・・・	8
(5) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて	・・・・・・・・・・	9
5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について		
(1) 「養介護施設」「養介護事業」の定義	・・・・・・・・・・	10
(2) 養介護施設・事業者の責務	・・・・・・・・・・	10
(3) 通報について	・・・・・・・・・・	11
(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の内容と具体例	・・・・・・・・・・	11
(5) 身体拘束について	・・・・・・・・・・	13
(6) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景	・・・・・・・・・・	16
(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けて	・・・・・・・・・・	16
事業所における取り組み事例1	・・・・・・・・・・	17
事業所における取り組み事例2	・・・・・・・・・・	18
コラム 8050問題とは	・・・・・・・・・・	19
コラム 高齢者虐待と成年後見制度	・・・・・・・・・・	19
相談・連絡窓口一覧	・・・・・・・・・・	20

1. はじめに

近年、高齢者が家族や施設職員等から暴言・暴力を受けるなどの『高齢者虐待』が深刻な社会問題となっています。

虐待は、高齢者の権利や尊厳を侵害することです。また、虐待が起こる背景には高齢者とその家族、施設等が直面している問題や悩みがあることが多く、それらを明確にし、解決に向けて支援することは高齢者が安心して生活することにつながります。

国では、平成 18 年 4 月に『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者虐待の防止、虐待を受けている高齢者や養護者に対する適切な支援を行うための体制づくりが始まりました。

松江市でも、高齢者虐待について市担当課や地域包括支援センターが、関係者・機関と協力しながら、対応や防止に取り組んでいるところです。

虐待を疑って連絡することに後ろめたさを感じる場合もあるかもしれませんが、「これって虐待？」「もしかして虐待？」という時点で地域包括支援センターや市役所介護保険課にご相談ください。

本冊子は、高齢者虐待とは何か、虐待の兆候に気づき、適切な相談・支援につなぐことの必要性、防止に向けた取り組み等についての手引きとして、多くの人に活用していただくことを目的に作成しました。

高齢者の尊厳や権利が守られ、安心して暮らせる地域づくりの一助となれば幸いです。

2. 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者の虐待防止等に関する市町村などの責務、虐待を受けた高齢者の虐待防止と養護者への支援についての施策の促進し、高齢者の権利や利益を守ることを目的に高齢者虐待防止法が制定されました。

高齢者虐待防止法（以下、特に法律名を明記しない限り同法を指します。）では、高齢者虐待を「養護者」によるものと「養介護施設従事者等」によるものに分類されています。

■「高齢者」とは

65歳以上の者と定義されています。

■「養護者による高齢者虐待」とは

養護者とは高齢者を現に養護する者であって「養介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

■「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは

高齢者の福祉・介護サービス業務の従事者による高齢者虐待の防止についても規定があります。（法に規定されている施設等は、10頁に記載）

■高齢者虐待の種類

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類されます。

具体的な例については、養護者による虐待を5～6頁、養介護施設従事者等による虐待を11～13頁に記載しています。

(2) セルフネグレクトについて

一人暮らしなどの高齢者の中には、認知症などをはじめとする様々な要因が原因で、生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等の理由から、客観的にみると本人の**人権が侵害されている事例**があり、これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。

セルフネグレクトを虐待に含めるかどうかについては議論があるところですが、高齢者の尊厳を守るという観点、支援を必要としているという「状態」に着目して、適切な対応を図っていくことが求められます。

■セルフネグレクトとは

本人の意思または本人の判断能力の低下により、自己の身体的、精神的な健康の維持と必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと。

【例】脱水症状、栄養不良、危機的・非安全な生活水準、不衛生な住居、介護拒否など

3. 高齢者虐待に早く気づくために

高齢者虐待に早く気づき、対応することが必要です。下記のような様子があれば、早めに相談機関へ連絡してください。

(1) 高齢者の様子

- 不自然なあざや火傷のあとがある
- 汚れたり破れたりした衣服を着ている
- 髪や爪、皮膚が不潔な状態、または異臭がする
- 寒い・暑い中、屋外で長時間過ごしている
- 「帰りたくない」等の発言がある
- 体調が悪い様子であるにも関わらず、受診していない
- 必要と思われる介護サービス等を受けていない
- 年金や財産等があるにもかかわらずお金がないと言う
- 体重が不自然に減ったり、増えたりする
- おびえたり、怖がったりする、また、体を委縮させる
- 話したり、支援を受けることにし躊躇したり、拒否的な態度を見せたりする
- 最近姿をみない

(2) 養護者の様子

- 高齢者や世話・介護に対して拒否的な発言、態度、無関心な様子
- 高齢者に会わせない、又は近所と付き合わない
- 介護疲れや病気など身体的・精神的に辛い様子
- 経済的に余裕がある様子であるにも関わらず、高齢者にお金をかけようとならない
- 入院・受診や介護保険サービス等の費用を払わない、滞納する

(3) 家庭の様子

- 家の中から怒鳴り声や悲鳴、大きな物音がよく聞こえる
- 家の内外が散らかり、非衛生的である
- 高齢者の部屋に外から鍵がかけられている
- 電気やガス、水道が止められている

(4) 松江市社会福祉協議会作成「ご近所見守りチェックシート」

支援が必要な人や家庭のSOSに早く気づくため、地域で見守る際の参考にしてください。

ご近所見守りチェックリスト

あなたの周りはどうですか？

暮らし

暮らし

暮らし

家族

家族

家族

身体

身体

身体

認知症

認知症

認知症

経済状況

経済状況

経済状況

近隣関係がない

生活環境が悪い

電話に出なくなりました

一人で介護している

介護者の健康状態が悪い

高齢者が独り暮らし

老々介護

息子と二人暮らし

介護者の性格的に問題がある

介護者が朝からお酒を飲んでいる

最近、配偶者が亡くなった

自由に出出できない

新たに身体に障がいが出てきた

歩き方が悪くなった

少しもの忘れが目立つ

同じことを何度も繰り返す

独居でゴミの分別ができない

家族が介護の悩みを周囲に話す

同じものを着ている

生活が質素になった

子どもが働いていない

最近品がけなくなりました

家から異臭がする

ゴミがあふれている

衣類が汚れたままになっている

食事を自分で用意できない

昼間でも戸戸が閉まっている

新聞、郵便物がたまっている

本人が「自殺したい」など発言

家庭内でけんかが絶えない

高齢者に会わせない

高齢者に冷淡な態度をとる

高齢者を乱暴に扱う

介護者が介護疲れを訴える

家族が高齢者に暴力をふるう

本人が「施設に入れてくれ」という

顔色が悪く体調不良がうかがえる

髪、むげ、爪が伸びたままになっている

尿臭がひどい

顔や手足に内出血や傷がある

最近目立ってやせてきた

食事を摂っていないと訴える

一人で歩けなくなっている

深夜に散歩したり、道に迷ったりする

同じものを何度も買ってくる

知っている人に物対面の対応をする

季節に合わない服装、不適切な履物

介護者が介護疲れを訴える

年金、通帳をなくす、管理できない

幻覚・妄想がある

あざ、けがが絶えない

徘徊で危険な目に遭った

大声を上げる

庄先の支払いをめぐってトラブルになった

電気、ガス、電話が止められている

異臭がひどく、害虫が発生する

怒鳴り声、泣き声がする

物の飛び交う音がする

家族が「このままではどうにかなってしまう」と訴える

家族が暴力を繰り返す

ふらふらになって外を歩いている

食べることがほとんどない

「金を出せ」「通帳を出せ」と怒鳴り声がする

必要ない介護サービスなどを使っていない

年金があるのに、お金がないと訴える

家族に印鑑、通帳を盗られたと訴える

家の中に訪問販売があふれている

必要な介護サービスなどを使っている

年金があるのに、お金がないと訴える

家族に印鑑、通帳を盗られたと訴える

家の中に訪問販売があふれている

市役所、警察、地域包括支援センター等に通報しました

※通報しなくても緊急度が低い旨を説明し必ず連絡を

「ご近所見守りチームをつくりました」

民生委員、福祉推進員と連携をとりました

地域包括支援センター等に相談しました

市役所、警察、地域包括支援センター等に通報しました

※通報しなくても緊急度が低い旨を説明し必ず連絡を

緊急度 低い

緊急度 高い

(平成 21 年作成)

4. 養護者による高齢者虐待について

(1) 松江市における養護者による高齢者虐待の状況

1) 相談・通報の状況

- 平成 29 年度、実 84 件、延 428 件の相談・通報がありました。そのうち、69 件について、虐待の事実があると判断しました。
- 虐待の種別（表 1）では、身体的虐待（暴力）や心理的虐待（暴言）が多いですが、ネグレクト（放置・放任）や経済的虐待（介護サービスや施設利用料の滞納）も増えてきています。
- ケアマネジャー、介護サービス事業所、本人や家族からの相談が多い状況です。（表 2）

表 1 平成29年度 高齢者虐待の種別 (%)

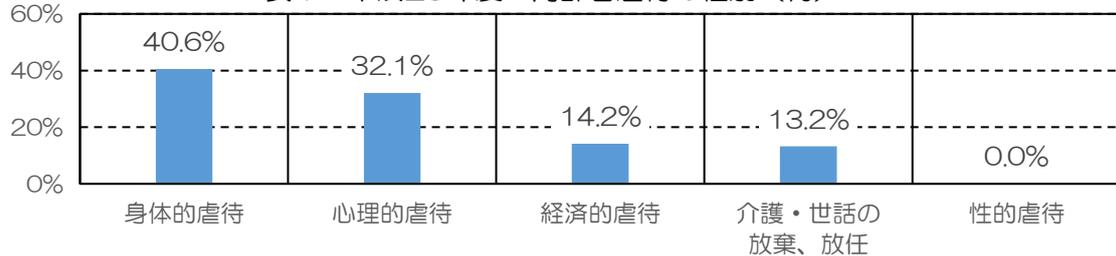
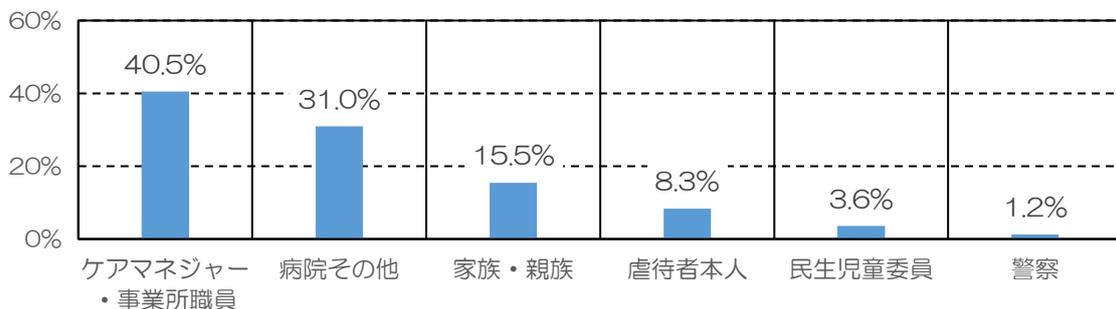


表 2 平成29年度 相談・通報者の内訳 (%)



2) 虐待を受けている人の状況

- 男性より女性、年代では 80 歳代以上の人が多い状況です。（表 3、表 4）
- 要介護 1、要介護 2 の人が 7 割で、認知症の症状がある人（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ～M）が 8 割を占めます。

表 3 虐待を受けている人の男女比

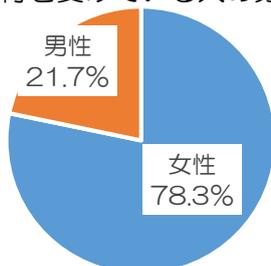
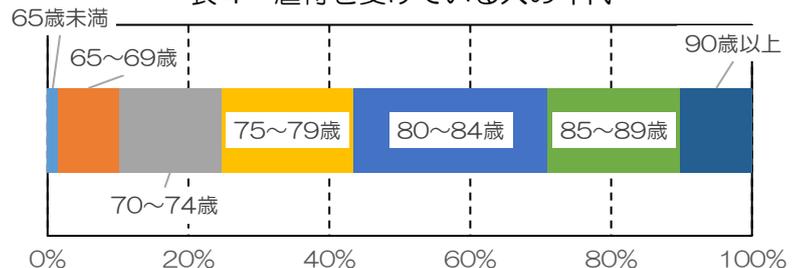


表 4 虐待を受けている人の年代



3) 虐待をしている人の状況

- ・虐待をしている人は、夫や息子が多い状況です。(表5)
- ・家族形態は、夫婦のみ世帯、又は子と同居している世帯が多い状況です。

虐待をしている人の内訳	息子	夫	娘	息子の配偶者(嫁)	兄弟姉妹	妻	娘の配偶者(婿)
構成割合(%)	48.3	33.3	10.0	3.3	3.3	1.7	0.0

(2) 養護者による高齢者虐待の内容と具体例

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛み、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 平手打ち、つねる、殴る、蹴る、やけどや打撲をさせる。 <p>② 高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 高齢者に向けて物を投げつける、刃物に向ける・振り回す。 <p>③ 高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ㊦ 移動させるのに無理やり引きずる、無理やり食事を口に入れる。 <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 身体を拘束し、自分で動くことを制限する。(ベッドに縛る・ベッド柵をつける・つなぎ服を着せる・意図的に薬を過剰に飲ませて動きを抑制する等) ㊦ 外から鍵をかけて閉じ込める。鍵をかけて長時間家の中に入れない。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服が汚れている。 ㊦ 水分や食事を十分に与えないことで空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水や栄養失調の状態にある。 ㊦ 室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境で生活させる。 <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 徘徊や病気の状態を放置する。 ㊦ 虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ㊦ 本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p>
心理的虐待	<p>脅かしや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的に苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 排せつの失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ㊦ 怒鳴る・ののしる・悪口を言う。 ㊦ 意図的に無視する、団らんから排除する。

性的虐待	<p>高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 排せつの失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ㊦ キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	<p>高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ㊦ 高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。 ㊦ 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。 ㊦ 入院や受診、介護保険サービスなどにかかる費用を支払わない。

■経済的虐待について

高齢者の意思に基づいて財産が管理されていない、高齢者の生活や介護に何らかの支障が出ている場合は、経済的虐待の可能性がります。

認知症などにより高齢者の判断能力が不十分な場合や意思の確認が難しい場合、また、高齢者が納得していると思われる場合でも、家族から心理的圧力や暴力などを受け、合意せざるを得ない状況であることもありますので、注意が必要です。

経済的虐待は、介護サービス利用料や医療費の未払いや滞納が続くことで明らかになることが多いため、介護サービス事業所や医療機関等においては、未払いの原因や状況を確認する中で、経済的虐待の可能性を感じた場合は、早めに相談をしましょう。

(3) 通報・相談について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は通報をします。特に、**「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」はすべての人に通報の義務があります。**（法第 7 条）

■通報者の保護について

法第8条では、通報や届出を受けた場合、通報や届出を受けた市町村の職員は、**通報や届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない**とされています。

また、通報や届出後に養護者との関係が悪くなったり、虐待が増悪したりすることがないよう関係機関において慎重に対応を行います。

■個人情報との関連について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合は、原則として本人の同意が必要です。しかし、**虐待の通報は、法律に基づく情報提供であり、「人の生命、身体又は財産の保護」のため本人の同意を得ることが困難である場合**（個人情報保護法 16 条 3 項 1 号、2 号）に該当するため、**本人の同意は不要**であると考えられます。

(4) 養護者による高齢者虐待のパターン例

虐待につながる要因は多くありますが、起こっている事象だけに目を向けるのではなく、高齢者とその家族の状況や思いを適切に把握する、介護の労をねぎらい精神的負担を軽減する、介護サービスを適切に利用することにより介護負担等を軽減する、といった支援が必要となります。

例1 介護に一生懸命な家族

高齢者のことを大切に思い、一生懸命に介護をする家族、家族だけで頑張ろうとする家族の場合、疲労しやすく、ストレスが蓄積することも多いため、暴力・暴言や介護放棄等の虐待につながることもあります。

例2 認知症に対する理解が困難

認知症特有の行動に対して介護する家族がうまく理解・対応できない場合、認知症になったことを受け入れることが難しい場合、また、理解はできたとしても毎日顔を合わせて生活しているストレスや苛立ちが虐待につながることも多くあります。

例3 家庭内虐待の継続、地位の逆転

過去に暴力をふるっていた高齢者が要介護状態になっても暴力を続ける、また、暴力を受けていた家族が寝たきりになった高齢者に対して暴言や暴力をふるったり、介護をせずに放置したりするという例もあります。このように、過去からの家族の関係性が虐待につながることも多くあります。

例4 家族の介護力が弱い

体力や判断力が低い家族の場合、ある程度まで介護ができていても、高齢者の状態が悪化し、必要な介護量が増え、家族の対応能力を超えてしまうことにより、高齢者を放置したり、暴言・暴力などに及んだりすることがあります。また、高齢者が医療受診すべき体調であるかどうか 家族では判断できない、必要な時に支援を求められない等、適切な対応ができないこともあり、虐待につながることもあります。

例5 生活の不安定さ

就労していないため収入がない、又は、収入が不安定、借金の返済等、家族の生活困窮が、経済的虐待につながることも多くあります。また、経済的な理由から、介護保険サービスの利用を拒否したり抑制したりすることで、介護負担が増大し、虐待につながる場合も考えられます。

(5) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

1) 地域全体で高齢者とその家族を支える

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的な要因が複雑に絡み合って起こります。

高齢者やその家族の生活状況や虐待のリスクを見極め、支援を必要としている場合は、適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

介護が必要な場合、誰か一人だけに任せるのではなく、家族・親族が協力して介護にあたることが大切です。また、地域の人で声をかけたり、専門職が介入・支援したりするなど、それぞれができる範囲で取り組んでいきましょう。

2) 高齢者だけでなく、養護者へも配慮する

養護者に対し、高齢者の介護や生活の支援を行っていることをねぎらったり、困ったことは相談するよう助言したりすることで、精神的な負担やストレスが軽減できることもあります。

また、話を聞いてもらったり、気にかけてもらえているという思いが、養護者が孤立することを防いだり、養護者自身の抱える問題を話せるようになります。

必要な場合には、適切な機関が介入し、最終的には、家族関係の回復や生活の安定を目標に支援を行っていきます。

3) 高齢者の特徴や認知症について理解する

高齢者の特徴、特に認知症について理解を深めたり、意識を変えたり、適切な対処方法を学び、実践することにより養護者自身の負担が軽減できることもあります。

4) 本人・養護者の心構え

虐待が起こる背景には、高齢者の状態が深刻である場合や家族だけで問題を抱えこんでいる場合も多くあります。他人に状況を知られたくない、話しても仕方ないといった思いから、相談することや介入・支援を拒む場合もあります。

養護者自身の心理的・身体的な負担を軽くすることが虐待の防止につながることもあります。高齢者も養護者も安心して暮らしていくためにも、早めに誰かに話し、必要な支援を受け、悩みや困り事を解決しましょう。

参考：認知症に関する主な取り組み（詳しくは松江市介護保険課へお問合せ下さい）

■認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、地域で見守る人を増やすための講座を自治会、学校、警察、企業などで開催しています。

■オレンジカフェ

認知症の人やその家族が出かけ、人と交流する場、専門職と出会ったり、相談したりする場である「オレンジカフェ」があります。

■認知症の人と家族の会

認知症の人や家族が暮らしやすい社会に向け、活動しています。年4回開催している「家族のつどい」では、家族が悩みを話したり、介護や対応等のアドバイスを受けたりすることができます。

5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

(1) 「養介護施設」「養介護事業」の定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は 「養介護事業」の 業務に従事する者 (※2)
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

※1 届出の有無にかかわらず、入所サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱う。

※2 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。（高齢者虐待防止法第2条）

上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくこととなります。

(2) 養介護施設・事業者の責務

高齢者虐待の早期発見 (法第5条)	養介護施設従事者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとなっています。
養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置 (法第20条)	養介護施設従事者等の研修を実施する、また、利用者等からの苦情処理についての体制を整備する等、高齢者虐待の防止等のための取り組みを行っていきましょう。
通報義務 (法第21条)	養介護施設従事者等による虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合、速やかに市の担当課に通報しなければならないとの義務を規定しています。また、それ以外の場合でも、通報に努めることとなっています。

(3) 通報について

■通報者・届出者は特定されません。

通報や届出を受けた市町村の職員は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。(法第23条)

■守秘義務より虐待の通報が優先です。

養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。(法第21条の6)

■通報者は不利益な取り扱いを受けません。

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。(高齢者虐待防止法 第21条の7、公益通報者保護法3条・4条・5条)

(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の内容と具体例

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 暴力的行為 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 平手打ち、つねる、殴る、蹴る、やけどや打撲をさせる。 ㉞ 本人に向けて物を投げたりする。 ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 医学的判断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ㉞ 介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ㉞ 職員の都合で、本人が拒否しているのに食べものを口に入れる。 ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 日常的に不衛生な状態で生活させる。(入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服が汚れている。) ㉞ 褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ㉞ 健康状態の悪化をきたすほど、水分や栄養補給を怠る。 ㉞ 健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間いさせる。 ㉞ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で生活させる。 ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為。 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 医療が必要な状態にも関わらず、受診させない、緊急対応を行わない。 ㉞ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ③ 必要な用具の使用を制限し、高齢者の要望や行動を制限させる行為。 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ ナースコール等を使用させない、手の届かないところへ置く。 ㉞ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

<p>介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)</p>	<p>④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置。 ㊦他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしていない。 ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること。</p>
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度 ㊦怒鳴る、ののしる。 ㊦「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつぶす。 ② 侮辱的な発言、態度 ㊦排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。「くさい」「汚い」などと言う。 ㊦日常的にからかう。「死ね」など侮辱的なことを言う。 ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ㊦「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ㊦話しかけやナースコール等を無視する。 ㊦本人が大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ㊦職員の都合で本人の意思や状態を無視して、トイレが使えるのにオムツを使う、自分で食事ができるのに全介助をする。 ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ㊦本人が家族に伝えてほしいと言っても、理由なく伝えない。 ㊦理由なく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ㊦本人の意思や状態を無視して、面会者に会わせない。 ⑥ その他 ㊦車椅子を速いスピードで押し、恐怖を与える。 ㊦宗教への加入を強制する。 ㊦本人の意思に反した異性介助をくり返す。また、他の異性と同一場所で着替えさせる。</p>
<p>性的虐待</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ㊦排せつの失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ㊦キス、性器への接触、セックスを強要する。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ㊦事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ㊦金銭、財産等の着服や窃盗 ㊦立場を利用してお金を借りたり、頼んだりする。 ㊦日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</p>

(5) 身体拘束について

介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛り付けて身体の自由を奪う等の行為は、高齢者の不安や怒り、屈辱と言った精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下などにつながる可能性があります。

介護保険施設等においては、高齢者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないとされています。

1) 身体拘束の『スリーロック』

◆フィジカルロック

紐や抑制帯・つなぎ・ミトンなどを使って体の動きを抑制する。また、ベッドに柵をつけて自分で出られないようにすることもフィジカルロックにあたります。

◆スピーチロック

「ここから出てはダメ」「立ったらダメ」と言葉で行動を制限したり、「どうして何度言ってもわからないの?!」など、叱責したりすることもこれにあたります。

◆ドラッグロック

向精神薬等を服用させて行動を抑制すること、夜間徘徊してしまう高齢者に対して眠剤や安定剤を飲ませて行動を抑制してしまうことなどがドラッグロックにあたります。

2) 身体拘束禁止の対象となる行為の例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指機能を制限するミトン型に手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3) 緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、三つの要件を全て満たし、かつそれら要件の確認等の手続きが慎重に実施されているケースに限られます。

① 三つの要件を全て満たすことが必要です。

次の三つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておきましょう。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体の危険が著しく高い場合
<p><説明></p> <p>* 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことが判断の基準になります。</p>	
非代替性	身体拘束以外に変わる介護手段がない場合
<p><説明></p> <p>* いかなるときでも、まず身体拘束を行わずに介護する方法の可能性を全て検討し、利用者本人等の生命または身体を保護する観点から、他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要があります。また、拘束の方法自体も、本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければなりません。</p>	
一時性	身体拘束が一時的な対処である場合
<p><説明></p> <p>* 本人の状態等に応じて必要とされる最も短い時間での拘束を想定する必要があります。</p>	

② 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められます。

仮に三つの要件を満たす場合でも、以下の点に留意すべきです。

◆ 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は担当のスタッフ個人や数名で行わず、施設全体として判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを決めておきましょう。	施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とします。
◆ 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。その際には、施設長や意思、その他現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておきましょう。	仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行います。
◆ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、用件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。	実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応を取ることが重要です。

③ 身体拘束に関する記録が義務づけられています。

◆ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。（介護保険指定基準に関する通知）

(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けて

1) 管理職・職員の研修、資質の向上

① 研修や指導体制を整備しましょう。

日常業務に追われ、研修や指導を受ける時間が取れないことも多い現状があります。

しかし、拘束を行わないケア技術や虐待などについて、職員が理解を深め、確実に実践することが、施設内の不適切なケアを防ぐために効果的です。また、新たな課題の発見や実践活動への理論上のフォローアップを受けることが、職員のスキルアップ、併せて施設内全体の意識向上に役立ちます。

そのため、ケア技術の向上や、各職員間・職種間の意思疎通を図るためにも、計画的に施設内研修を実施していきましょう。時には外部講師を招いた研修や外部研修への参加を促進することにより、リフレッシュすることも効果的です。

② 職場の環境づくりが大切です。

施設管理者は、職員が研修等に参加しやすい環境づくりに配慮しましょう。また、制度や体制整備については、着実に運用されているか、マンネリ化していないかなどのチェックを行い、管理者・職員が一体となって確実に取り組んでいくことが求められます。

問題等があるにも関わらず、容易に発言できない雰囲気や発言が黙殺されてしまうことがないよう、各種会議を通じて職場の意見を吸い上げることなど、職場の民主的な組織づくりが必要です。

2) 集団ケアから個別ケアへ

集団を前提にケアが行われる施設では、限られた職員数で効率よく必要なケアを提供するため、合理的・流れ作業的になってしまうこともあります。

こうした中で、身体拘束や心理的虐待と思われる事例が生まれることも少なくありません。

高齢者の自主性と人としての尊厳を尊重するという視点に立って、個性と生活リズムを尊重した個別ケアが実践されることが求められます。

高齢者一人ひとりが自分らしく生活をしていくための関係づくり・環境づくりをお手伝いし、自宅に住んでいたころの暮らしの在り方を大切にしながら生活を支え、その人らしさを引き出して、生活を輝かせるためにサポートするためのケアを大切にしましょう。

3) 開かれた施設づくり

施設は一つの家として内部完結型となっており、閉鎖的になりがちです。施設見学やボランティアの受け入れ、地域との交流を図ることで、外部から新しい風を入れながら、職員の意識改革につなげていくことが必要です。また、施設の情報公開の推進（自己評価、外部評価などの導入など）について施設内で検討してみることも大切です。

事業所名：社会福祉法人 草雲会

取組み①：東出雲町内の事業所への研修機会の提供

☆年5回程度、認知症や虐待等についての研修を企画・実施。

工夫点

☆東出雲町内の医療・介護等の多職種連携会議「やらこい東出雲」のつながりを活かし、東出雲町内の介護事業所へ研修を案内する。

⇒町内事業所と共に資質や力量の向上を目指す。

⇒有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの事業所からも参加。

取組み②：事例検討や相談がしやすい体制づくり

☆運営推進会議において、虐待や身体拘束につながりやすい事例をもとに施設内での取り組みを報告、検討を実施。

☆月1回のスタッフ会議の中で、身体拘束や虐待の発生につながらないよう利用者やスタッフの状況を報告し合い、改善策を検討する機会を設ける。

☆身体拘束等廃止検討委員会の取り組みをスタッフ会議（全スタッフ参加）で伝え、対応に困った時には委員会メンバーに早めに相談してもらい、対応策を検討。

＜委員会での特徴的な取り組み＞

⇒マニュアルの見直し、更新、読み合わせ、研修について検討。

⇒新規利用者について、身体拘束につながらないようなケア方法を検討。

事業所における取組み事例 2

事業所名：グループホーム ひなたぼっこ

取組み①：セルフチェックリストの活用、身体拘束や虐待についての研修開催

- ☆平成29年度までは、身体拘束や虐待をテーマに年2回程度、研修を開催。
- ☆平成30年度からは、3か月に1回、身体的拘束適正化検討委員会に併せて実施。
- 直近では、身体拘束、特に、【スピーチロック】に焦点を当てた研修を開催。

工夫点

- ☆スタッフ一人一人が記入した「高齢虐待防止のセルフチェックリスト」と面談を通して、スタッフの認識や現状を確認し、フォローアップが必要な内容を研修する。
- ☆事例を使いイメージしやすい内容にする。
- ☆各々が疑問に思ったことや不安なこと等を話し合う時間を設け、研修内容を深める。
- ☆業務の傍ら全員が研修を受けることができるよう、1回の研修時間を20～30分にする、また、何日か設定して交代で参加できるようにする。
- ☆研修の内容や資料などを運営推進会議のメンバーに提示し、関係機関や家族等と情報共有を行う。

取組み② ヒヤリハット

- ☆運営推進会議でヒヤリハット事例を報告。
- ☆小さなことも記載して職員間で共有し改善したり、注意する視点に活用したり、負担感を減らしていくための様式の検討。

参考 高齢者虐待防止のセルフチェックリスト：(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応していますか?(どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に対し、「どうして早くできないの?」と問いたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞かない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

コラム 8050問題とは

“70代、80代の高齢の親”と“成人後も親に生活を依存している50代前後の子”の間に見られる生活問題を「8050(はちまる・ごうまる)問題」といい、経済難からくる生活の困窮や、親の病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

「8050世帯」は、親が困らない限り、助けを求めないケースが多く、行政の情報収集が困難になりやすい世帯でもあります。

そのため、家庭内部の暴力、虐待や依存の問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、“成人後も生活を親に依存している子ども”と同居していれば、親は病気や介護が必要になっても、自分のためにすべての資金を使うわけにはいかず、必要な医療や介護を受けられない「虐待(経済的虐待含む)」の可能性もあります。

“成人後も生活を親に依存している可能性のある介護中の子ども”は、島根県内で4,000人程度(平成24年現在)が見込まれます。これからますます増えるであろう問題であり、実態を踏まえた対策、支援が求められます。

(島根大学法文学部法経学科 教授 経済学博士 宮本恭子)

コラム 高齢者虐待と成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な方について、法的に支援する制度であり、この制度については、高齢者が虐待を受けているような場合にも積極的に利用することが考えられます。

成年後見制度を利用する場合、本人や配偶者、4親等内の親族などの他に、市町村長も申立をすることが出来るようになっており、高齢者が虐待を受けている場合には、市町村長が成年後見制度の申立をすることも多くみられます。

どのような場合に成年後見制度の利用が求められるかという点、たとえば、①高齢者が経済的虐待を受けており、高齢者の介護や医療に必要な収入、資産を確保することが必要な場合、②高齢者が介護放棄(ネグレクト)を受けており、必要な介護保険サービスを利用することが出来ない場合などが考えられます。

①の場合には、成年後見人等が高齢者に代わって財産管理をすることによって必要な介護保険サービスや医療の費用を支払うことが出来るようになり、②の場合には成年後見人等が高齢者に代わって必要な介護保険サービスの契約を締結することが出来るようになります。

このようなケースがあった場合には、一人で悩まずに、市町村もしくは地域包括支援センターに相談することをお勧めします。(弁護士 鳥居竜一)

相談・連絡先一覧（令和4年4月～）

【養護者による高齢者虐待に関すること】

◎松江市介護保険課

住 所：松江市末次町86 松江市役所
電 話：0852-55-5568
FAX：0852-55-6186

◎松江市地域包括支援センター（下記の担当センターへご連絡ください）

担当の公民館区	担当センター	住所・連絡先
城北・城西・城東 白湯・朝日・雑賀	中央地域包括支援センター	千鳥町70 総合福祉センター内 電話：24-6878 FAX：21-5377
川津・朝酌・持田 本庄・島根・ 美保関・八束	松東地域包括支援センター	西川津町825-2 シルバーワークプラザ3階 電話：24-1810 FAX：28-6628
	松東地域包括支援センター サテライト	美保関町下宇部尾61-2 松江市美保関支所内 電話：72-9355 FAX：72-3633
法吉・生馬・古江 秋鹿・大野・鹿島	松北地域包括支援センター	鹿島町佐陀本郷640-1 松江市鹿島支所内 電話：82-3160 FAX：82-2582
津田・大庭・ 古志原	松南第1地域包括支援センター	大庭町735 電話：60-0783 FAX：25-7830
竹矢・八雲・ 東出雲	松南第2地域包括支援センター	東出雲町揖屋1216-1 東出雲保健相談センター内 電話：52-9570 FAX：52-9566
乃木・忌部・ 玉湯・宍道	湖南地域包括支援センター	乃白町32-2 保健福祉総合センター3階 電話：24-1830 FAX：60-9130
	湖南地域包括支援センター サテライト	宍道町上来待213-1 宍道健康センター内 電話：66-9355 FAX：66-1277

【養介護施設従事者等による高齢者虐待に関すること】

◎松江市介護保険課

住 所：松江市末次町86 松江市役所
電 話：0852-55-5568
FAX：0852-55-6186